

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項 月報(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 新聞報道, 南方連絡事務所, 月報, ジョンソン駐日大使, 施設権返還決議, 国連憲章, 核兵器基地, 平和条約第3条 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508</a>

第11号 (9月分)

タイプ指示	全信用	執務用	計
主信	/		/
付	この添付		
戻			

発送日 昭和42年10月23日  
 発信 横田 検査 あり

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 米 第 1404	公信日付 昭和 42年 10月 20日
大 政務次官	主 北米局長
本務次官	参事官
近衛 外務審議官	主任 北米課長
官房長	起案者 横田 電話番号 672

起案 昭和42年10月16日

受信者 在米下田大使	発信者 三木大臣
送付先	(希望発送日) 月 日
件名 沖縄関係重要事項月報の送付	

GA-2 外務省 20 262 回覧番号 3648

米北才1404号  
 昭和42年10月20日

在米大使殿

外務大臣

沖縄関係重要事項月報才11号の送付  
 下記に關する本件月報才11号(昭和42年9月1日~9月30日)別添送付ある。なお、本月報の内容は、主として沖縄及び本土各紙の報道に基づいてあり、本省の見解は含まないで念のため申し添える。

記

1 立法院の動き	/
2 主席公選	4

GA-4 外務省

3	三木・アスグ会談等に対する沖縄の反響	6
4	来年度日本政府財政援助	7
5	基地問題	9
6	要人往来	11
7	その他	13
	1) 本会の現状	13
	2) 沖縄問題等懇談会	14
	3) 沖縄への旅客発給等の開始	15
	付属添付	

沖繩関係重要事項月報才11号  
(昭和42年9月1日～9月30日)

1 立法院の動き

立法院の第34臨時議会は、放送関係法案の審議を主たる目的として9月4日～14日までの11日間にわたって開かれた。この臨時議会で、与党は議員発議により「放送法案」と「電波法の一部改正案」、野党も議員発議により「官古・八重山地域の放送及び放送の難視聴地域の解消等の促進に関する特別措置法案」をそれぞれ提案した。与野党案は立法院経済工務委員会に付託された。同委員会で、~~野党案~~ともいふ4対2の同数で、~~同法案~~否決され、<sup>その後</sup>11日以降、<sup>同法案の審議は</sup>本会議に移された。

本会議では、才1、才2読会が行われ、更に13日には才3読会にかけられた。同日放送法阻止共闘県民会議約500人が本会議場周辺の廊下にて

かけ、本会議が予定されていた午後2時には阻止団  
 が山川議長に対し今日の本会議は見送ってもらいたいと  
 話寄り。山川議長の開会宣言は野党議員と議論するなかで  
 行なわれた。その結果野党議員は総退場し、自党議員  
 のみで自党案を単独採決した。(同日松岡主席は署名した。)  
 琉球政府は同法に基づき、10月初旬に放送協会を  
 設立し、12月25日から先島地区での放送開始、さらに  
 沖縄本島に放送局をつくり、明後年から沖縄全域に  
 有料放送を流す予定である。なお、番組の殆んどは  
 NHKからの中継に頼る方針である。

民主党は9月22日議員総会を開き、臨時議会の  
 招集内題について協議した結果、10月27日に臨時  
 議会を招集し、会期は約40日とすることを確認。  
 施政権返還要請決議を行なうほか、教公=法案  
 裁判所法案など31件の法案を審議することを決めた。

この臨時議会の最大の焦点とされている教公=法案  
 問題について同党は、①最近教員の中にも教員の  
 身分保障を早急に確立すべきであるとする空気が強く、  
 教公=法案の制定を希望するものが少なくなっている、②  
 野党および教公=法阻止共闘会議とのまとまりを確保  
 するため、柔軟な態度をとり、話し合いの姿勢をもつ、③  
 そのため法案も修正して全島的な復帰運動は政  
 治行為と見做さず、筆の奮闘を怠らぬよう、  
 積極的な野党説得、世論支持に力を注ぐ方針  
 である。と3か、野党側は、最近民主党が去る2月  
 24日の立法院包囲事件と関連して共闘会議を告げ  
 したことから態度を硬化し、9月23日野党議員団は  
 教公=法阻止共闘会議幹事会との合同会議を  
 開き、①民主党議員をぶ告罪で告訴する、②教公=法  
 阻止共闘会議とともに同法案阻止の運動を強化する

事を決定している。したがって、今後 与野党が 教公  
二法案をめぐり、再び 厳しく対立することも予想される。

2 主席公選

主席公選が近いということも 沖縄では ほぼ常識化  
しているが、沖縄政界の公選対策の動きは、政界各派  
の利害や思惑がからんで、本土復帰要求以上の真剣味  
すら帯びている。

公選制獲得は、早くから与野党共通のスローガン  
であり、住民自治拡大という大義名分からは喜ぶべき  
ことであるが、どの党が 公選主席の座を確保するかは  
祖國復帰の方向を左右するものであるため、各党とも  
慎重な態度をとっている。民党内には自治権拡大という面  
からも主席公選が望ましいという意見が強い。しかし、  
与野党の勢力は、最近急速に接近しており、立法院の  
現議席は与党 18、野党 14 であるが、1 昨年の立法院

議員選挙では野党の得票数が与党をやや上回り、去る  
3月の那覇市教育委員選挙では野党が圧勝した。  
そのため、民党内でも 行政命令改定研究委員会の星  
委員長を中心とする一部議員から公選は時期尚早との  
意見も出ている。

公選制が実現した場合の候補者としては、与党  
では西銘氏が最も有力ではあるが、党内主流派の一部  
には松岡主席を推す動きもある。他方、野党側には共闘  
体制の確立に悩んで<sup>いる</sup>。教職員会、沖縄県労協  
など革新<sup>系</sup>大衆団体は野党連合を希望、社会党も  
公選対策共闘会議の結成を呼びかけているが、野党  
一党である社大党の右派は、人民党を含む野党連  
合に反対して独自の候補者の選定を主張、逆に社  
会、人民党系の団体には社大党寄りの政策協定(例  
えば本土並みの米軍基地承認)ができることに不安を

示す向きも少なくない。<sup>（一部の新聞の伝えるところによれば）</sup>なお、与野党が候補者以上に  
 主席公選の結果に響くともみているのは、日米首脳会談であり、  
 総理がめぼしい成果を持帰れば与党に有利だが、  
 持帰らなければ反米、革新の方向に流れる可能性が  
 強いとみられている。

3 三木・ラスク会談等に対する沖縄の反響

日米経済合同委員会での三木・ラスク会談や下田の  
 の日米民間会議におけるマンスフィールド提案などを通  
 じ、琉球政府や与野党は、施政権返還に対する  
 アメリカの態度が予想以上に強硬であることと改めて感  
 じている。琉球政府筋は、日米貿易経済合同委員会  
 が開かれている最中の9月14日、沖縄施政権の分離  
 返還に否定的なラスク日務長官の議会証言が発表さ  
 れたこと、また15日にはラスク日務長官が読者会見で

沖縄返還は太平洋地域の安全保障の枠内で話し  
 合われるべきことを述べた実を指摘し、施政権返還  
 に対するアメリカの壁は、盛りあげ復帰ルートにかか  
 りなく依然強くかつ厚いことを思わせる指摘している。

（しかし、9月19日付琉球新報及社説のように「沖縄を  
 めぐる客観情勢はひとりに上へて非常に好転してい  
 る」としてアメリカの施政権返還に対する壁は厚いと  
 いっても、4.5年前の壁の厚さとはまるっきり違う。  
 本土政府が堂々と筋を通じ話し合えば、実現は必ずしも  
 困難ではないところまで来ている」という見方も一部に存在  
 している。

4 来年度日本政府財政援助

<sup>（沖縄側が）</sup>要件を履行の場合には要件資料作成の  
 従来 本土援助に→→→当初から琉球政府と米民  
 政府の間で調整が行われてきたが、今回は来年度の

本土援助要求資料が琉球政府企画局で独自に作成された後、9月20日付から米民政府との調整がはじめられた。この琉球政府で作成した来年度本土援助要求は、松岡主席の本土との格差是正3ヶ年計画を推進するため現年度より50%増の15.3億円余とす。これまで松岡主席や久手堅企画局長が上京し、非公式に本土側の意向と打診を行うとめられたものである。

行政府としては、明年度の本土援助は、復員に備え、各面の格差是正をはかることとし、①国家経費的負担の、②国が府県と責任を分担する業務に相当するもの、③市町村財政強化費、④沖縄の特殊な地位からくる必要経費を要請することとしている。

(註、この琉球政府案は米民政府との調整が行なわれた後、米民政府は日本側に15.8億円の希望額を提示してきた。これは、先般総理府は援助額を17.8億円とあること。10月14日付大蔵省

との折衝に入った)

5 基地問題

1) 基地建設

最近盛り上りをみせている復員熱とは逆に、米軍の沖縄基地建設は施設の拡張、改修、道路補修と着々と進められており、基地はますます強化される様相である。9月5日嘉手納航空隊報道部は、「昨年より続けている嘉手納空軍基地内の工事は現在89%終了であり、来年1月完了の予定」と語ったが、この嘉手納基地の工事は昨年の5月頃から着工した米軍では同基地内の戦後2番目に大規模な建設工事であると公表し注目されたものである。11月、この軍工事を請負している沖縄側の建設業者は、大田に「約10社といわれているが、11月のはじめに工事が



中断するとはな...という。

2) 具志川村昆布の新規土地接收問題

具志川村昆布の土地強制収用期限は9月29日  
に切れるが、27日 DE (在米米陸軍工兵 / ~~米軍沖縄~~地区工兵隊) から

法務局に「強制収用を120日間延長する」との財産  
~~収用期限の120日延長を認めること~~ 要求告知書の改定6号が送られてきた。~~改定6号~~に

よるとこれまでと同様、向う60日間は自由契約

期間で、さらにその後60日間は強制収用期間になる。

このように度重なる強制接收期限の延長に当地元

住民はかなりの疲労の色を濃くしている。

(注) 高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」

によれば、合衆口が使用のため <sup>(又は物件)</sup> 土地を取得す

るにあたっては、~~\_\_\_\_\_~~

~~\_\_\_\_\_~~

~~\_\_\_\_\_~~

DEは、当該権利取得のための要求告知書を琉

球政府行政主席に交付し、琉球政府はこの

要求告知書に表示された土地について基本賃貸

借契約を締結するため又は当該土地の地上  
物件を取得するため地主と折衝する権利を

与えられる。次に、要求告知書の提出後60日以

上120日以内、もしくは任意による権利取得の

ための折衝が不成功に終、旨琉球政府

から通知があったとき、又は特別の場合にあ

れば高等弁務官の特別認可があるときは、

DEは収用宣告書を出すことができる。そして、

収用宣告書の提出と同時に、当該権利はそ

れに記載された合衆口に絶対的に付与される

ことになる。(月報第3号 4「用地接收問題」

参照)

[Redacted text]

6 要人往来

1) 社会党第4次沖縄調査団は9月5日~9日  
まで訪沖した。(9月29日経信第1283号参照)

2) 沖縄問題等懇談会の座長大浜信介氏は9月  
27日訪沖し、那覇空港での記者会見で ①沖縄  
問題等懇談会は総理の訪米前の11月1日頃まで  
に沖縄施政権の返還方法をまとめ、日米首脳会  
談で具体的な取極を結ぶよう首相に進言する。  
②懇談会の意見は本土並みの基地を認め2の  
返還(安保条約適用)に傾きつつあるか、また  
結論には達してない。③首相の訪米前に

直接の当事者である沖縄住民が返還方法につ  
て意思を統一すべきであり、懇談会としては  
このほど現地で研究活動をはじめた復帰問題  
研究会が現地側の望む返還方法の大筋を  
明らかにするよう期待していると語った。

その後9月28日大浜氏は復帰問題研究会に  
出席し、沖縄問題等懇談会の審議状況等に  
ついて説明した。大浜氏との懇談のあと同研究会は  
沖縄の世論を広く代表しようという團会の性  
格から、研究会として施政権返還の方法論に  
ついて結論を出すとはできないか、専門部会で  
の討議を急ぎ、その中から沖縄側としての要求を  
り希望する大筋の方向をまとめていくよう努力  
するとし、10月2日の総会で検討すると伝

その他

1) 布令の現状

アーカー高等弁務官は、昨年12月松岡主席に書簡を送り、当時施行されていた民政府布令の9件のうち適当な民立法が制定されたら29件を改廃する用意があるとの方針を示した。行政府は、これに伴って比較的重要な布令、布告24件と対応する立法案を米政府と調整して準備した。立法院の審議が空転したため、これを10件に絞り、勧告した。しかし、結果的には8月9日に閉会した定例議会にて廃止された布令は4件にとどまり、現在布令は55件と存している。

(注) 定例議会にて布令に代わって制定された立法は次のとおりである(括弧内は廃止された布令)。

「現行法規の罰金等の措置にかんする立法」(

軍政府布令12号「現行法規の罰金刑」)

・「琉球列島における受刑者の釈放手続令の廃止に伴う措置にかんする立法」(米民政府布令143号

「琉球列島における受刑者の釈放手続」)

・「市町村自治法の一部改正」(高等弁務官布令2号「市町村自治法」)

・「伝染病予防法」(米民政府布令46号「伝染病の取締りについて」)

2) 沖縄問題等懇談会(9月13日分経緯米式才1196号、9月29日分経緯米式才1282号)

~~経理~~ 直属の諮問機関である沖縄問題等懇談会は9月12日第2回総会を開き、~~林修三~~ 久住忠男(軍事評論家)が沖縄の「核」を含めた防衛問題で意見を述べ、これを以て約1時間半にわたって自由討議が行われた。

9月26日には第3回総会を開き 林修三(首都

高速道路公団理事長、前法務局長)及び小林三三  
 (読売新聞副社長、元自治事務次官)の両委員から  
 沖縄返還をめぐり法律上の問題点と、本土と沖縄  
 の一体化についてそれぞれ意見を聞いた。  
 3) 沖縄での<sup>業務</sup>就労発給等の開始  
 9月16日より日本政府南方連絡事務所(那覇市)は  
 就労及び身分証明書を発行業務を開始した(なお、  
 詳細は前号月報18頁を参照されたい)。  
 及び9月8日付連絡報告第2971号